

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

城東保育園

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条の規定（保育所等においても準用することとされています）により、他の人に感染させる恐れのある期間は、出席停止とします。その期間の基準は次のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞  
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登所（園）するようにしてください。また、登所（園）にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、保育所等へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登所（園）が可能となった場合は、「証明書」の提出が必要となります。「証明書」が必要な場合は、保育所等へご連絡ください。）

..... キリトリセン .....

保護者が記入

城東保育園長 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名

- 1 診断を受けた医療機関：
2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
3 登園再開日：令和 年 月 日（ ）

（登園再開には次の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下表に、「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

Table with 2 columns: Criteria number, Description of criteria and dates for onset and recovery.

上記のとおり相違ありません。

**出席停止期間のめやす表** インフルエンザ様症状が始まった日を0日目とします。

区分		発症日 0日目	発症後 1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱								
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱				

**登所（園）可能**

※「発症した後5日」、「解熱した後3日」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登所（園）再開とはなりません。登所（園）再開には、両方の基準を満たす必要があります。